

学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

福島県立西郷支援学校

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、副学部主事、養護教諭

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育等の充実を図る。また、実際的な体験を重視し、生活に結びついた内容を体験させることにより、道徳的実践力が身に付くようにする。
- ③ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。保護者への説明は、第1学期PTA総会時に教頭が行う。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 定期的なアンケート実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。(回答が可能な児童生徒には質問紙法、他は聞き取り、観察等を中心に把握する。)
- ③ 児童生徒に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① 教職員は、いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われる状況を把握したときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果について当該学部主事に報告する。報告を受けた学部主事は、生徒指導主事及び教頭に報告する。教頭は、事実の詳細を関係教職員に確認し、その内容を速やかに校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、必要に応じて心理、福祉等に関

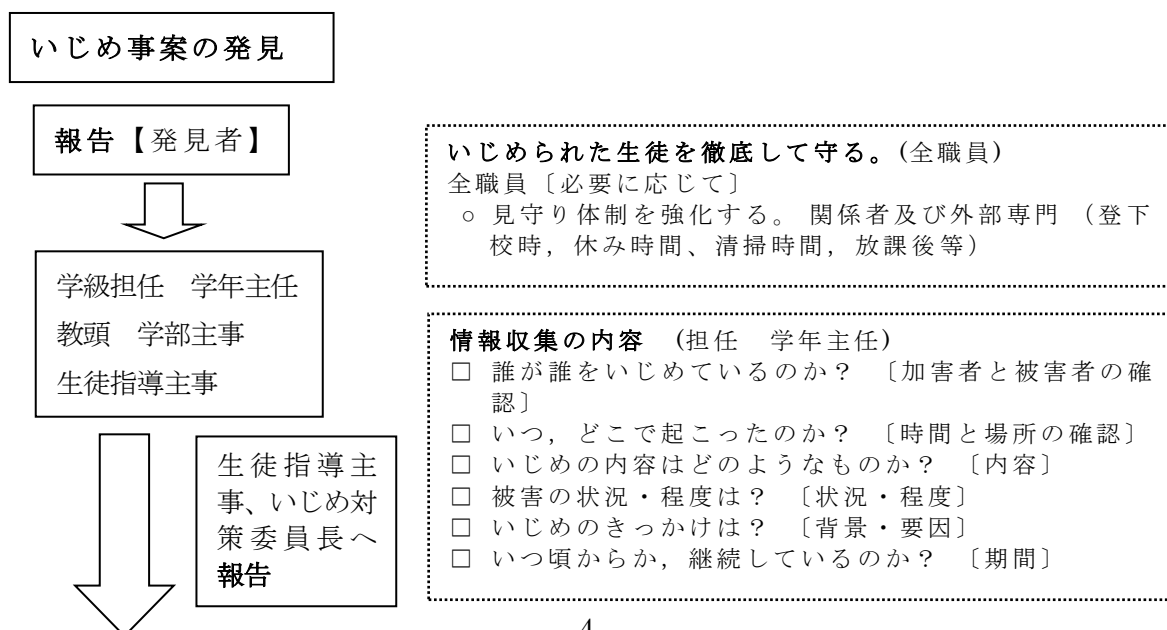
する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥いじめ発生時の基本的な対応の流れ

いじめと疑われる事案が確認された場合は、直ちに、いじめを受けたとされる生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して、担任と学年主任等二人以上の職員で事情を聴き取り、確認を行い、生徒指導主事及びいじめ対策委員長への報告を行う。報告を受けた委員長は、いじめ対策委員会を開催する。委員会はいじめにあたる事案か否かを検討する。いじめにあたる判断された場合には、指導方針や指導方法を明確にし、適切且つ組織的に指導が行われるよう確認を行う。また、事案に応じて、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を適宜行うとともに、関係機関との連携を図るようにする。



いじめ対策委員会【いじめにあたるかどうか判断】

いじめと判断された場合

【☆→必要に応じて対応する】

対応チームの編成

学年主任 担任 学年職員 ☆学部主事

対応方針の決定（対応方針会議での協議内容）

- 緊急度の確認〔命に関わる可能性の有無〕
- 具体的な指導・支援の方針の検討〔役割分担〕
- ☆保護者対応の確認
- ☆関係機関との連携の確認

役割分担

【担任・学年主任、学年職員】

- ・ いじめられた生徒への聴き取りと支援
- ・ いじめた生徒への聴き取りと指導 指示

【担任、学年主任】

- ・ 生徒指導主事、校長・教頭への報告
- ・ ☆保護者への対応、指示

【生徒指導主事】

- ・ いじめ対策委員会での報告

【全職員】

- ・ ☆周囲の生徒及び全生徒への指導

【教頭】

- ・ ☆特別支援教育課へ対応方針についての連絡・相談

いじめの事実 → 全職員へ周知【いじめ対策委員会】

いじめられている生徒へは

- ① 生徒の安全の確保に配慮し、安心させることで生徒との信頼関係を築く。
- ② 生徒の話を傾聴し、思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的な支援については、本人の意志を尊重し、意向を確認しながら進める。

保護者へは

- ① いじめを認知した日に事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者の不安な気持ちやつらい気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑤ 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

いじめの加害者に対しては、個別の指導を行う。
指導方針、内容、指導者はいじめ対策委員会で決定する。

■ いじめている生徒へは

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた生徒の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況等を受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

■ 保護者へは

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 必要に応じて、担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 生徒のより良い成長を図るため、今後の関わり方等について一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

個別の指導後の流れ(3ヶ月の観察期間)

- ・ いじめられた生徒の日常の様子観察と面談による聞き取り(担任、学年主任)
- ・ 学部打ち合わせでの報告(担任、学年主任)
- ・ いじめた生徒との個別面談(月1回 担任、学年主任)
- ・ 学部会でいじめが行われていないことの確認
- ・ ☆被害生徒、加害生徒の保護者の意見等
- ・ いじめ対策委員会への報告(生徒指導部主事)

いじめ解消の判断までの流れ

いじめ対策委員会は、次の二つの要件が満たされた場合、いじめが解消されたと判断する。

- A いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること。
- B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑦重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、域内のスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止のため の会議等	評価計画 (学校評価)
4月	全校集会 学部集会		「いじめ防止 基本方針」(平成31年4月) の周知「いじめ 防止対策の推 進に関する調 査結果に基づ く勧告を踏ま えた対応につ いて(通知)」の 周知	いじめ対策委員会 ①4/12(金) 第1回いじめ対策 研修会4/22(月:職 員会議終了後)	
5月			校内研修① 未然防止と早 期発見、いじめ の対応・いじめ に対するアン ケートの実施 について	いじめ対策委員会 ②校内研修の検討 5/15(水)15:40 いじめ防止対策会 議①5/27(月)※生 徒指導資料説明会 と併せて実施	
6月	全体講話 情報モラル	いじめに関する アンケート実施① 6/10~6/28			
7月	全校集会 学部集会	いじめに関する アンケート集計と 対応①		いじめ対策委員会 ③7/9(火)いじめ 防止対策会議② (時期調整)	
8月					
9月					中間評価
10月		いじめに関する アンケート実施② 10/7~10/25		いじめ対策委員会 ④10/31	
11月	全体講話 人権教育	いじめに関する アンケート集計と 対応②		いじめ防止対策会 議③11/25 (職員会議後)	
12月	全校集会 学部集会				
1月		いじめに関する アンケート実施③ 1/16~1/29			
2月		いじめに関する アンケート集計と 対応③		いじめ対策委員会 ⑤2/5(月) いじめ防止対策会 議④2/25 (職員会議後)	年間評価 報告
3月					

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

